

## ホームローン(南都信用保証(株)保証型)における「がん団信」の取扱いを開始

～キャンペーン期間中は、金利上乗せゼロでご加入いただけます！！～

南都銀行(頭取 橋本 隆史)は、平成29年4月1日(土)より、南都信用保証(株)保証型ホームローンの団体信用生命保険(以下、団信)において「がん団信」の取扱いを開始し、同時に金利上乗せゼロでご加入いただけるキャンペーンを実施します。

「がん団信」は、一般の住宅ローン団信で保障される死亡・高度障害に加え、がんと診断確定された時点で住宅ローン残高が一括保障される“がん保障特約”、がん以外でも余命6ヵ月以内と診断された場合に保険金が支払われる“リビングニーズ特約”が付帯されており、もしもの不安を安心に変える、充実した保障内容となっています。

キャンペーン期間中、新規に南都信用保証(株)保証型ホームローンをご利用されるお客さまは、金利上乗せゼロ(通常、金利上乗せ+0.1%)で「がん団信」にご加入いただくことができます。

(注) お借入れ時の年齢が満46歳以上となるお客さまは、キャンペーンの対象となりません。

当行は、今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

「がん団信」および「キャンペーン」の概要は以下のとおりです。

### <がん団信>

対象となるお客さま	お借入れ時の年齢が満20歳以上満50歳以下のお客さま (完済時年齢満80歳未満)	
保障内容	以下の場合に、その時点でのお借入残高が保険金で返済され、住宅ローン残高が0円になります。 ・死亡されたとき ・所定の高度障害状態になられたとき ・医師によりがんと診断確定されたとき(上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く) ・がん以外でも医師の診断等で保険会社に余命6ヵ月以内と判断されたとき	
金利上乗せ	お借入れ時の年齢	金利上乗せ
	満20歳以上満45歳以下	+0.1%
	満46歳以上満50歳以下	+0.2%

### <がん団信取扱開始キャンペーン>

期 間	平成29年4月1日(土)～平成29年9月30日(土)お申込み受付分 ※平成30年3月30日(金)お借入れ分まで対象となります。	
対象となるお客さま	新たに南都信用保証(株)保証型ホームローンをご利用されるお客さまで、かつ、お借入れ時の年齢が満20歳以上満45歳以下のお客さま	
金利上乗せ	お借入れ時の年齢	金利上乗せ
	満20歳以上満45歳以下	+0.1%
		キャンペーン期間中 <b>金利上乗せゼロ</b>
※満46歳以上満50歳以下のお客さまが加入いただく場合は、+0.2%の金利上乗せとなります。		

【本件に関するお問い合わせ先】 個人営業部 <sup>たむら</sup>田村 Tel 0742-27-1522

〈ナント〉

〔南都信用保証(株)保証型〕

# がん保障特約付

ホームローン



住宅ローン  
残高が

0円に!

大切な  
家族のために

※死亡されたとき、所定の高度障害状態に該当されたとき、または余命6ヵ月以内と判断されたときも、住宅ローン残高が0円になります。

## 取扱開始キャンペーン

平成29年4月1日(土)～9月30日(土) お申込み受付分まで

※平成30年3月30日(金)お借入れ分までが対象となります。

金利  
上乘せ

お借入れ時の年齢	金利上乘せ
満20歳以上満45歳以下	年0.1%
満46歳以上満50歳以下	年0.2%



キャンペーン期間中

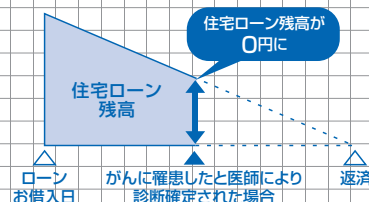
金利上乘せ **ゼロ**

※お借入れ時の年齢が満46歳以上満50歳以下の方は、キャンペーン対象外となります

お手続きカンタン! 住宅ローンお申込みと同時に、告知により簡単にご加入いただけます。

### もしも、の不安を安心に。

がんに罹患したと医師により診断確定された場合、診断確定時点の住宅ローン残高相当額のがん保険金が支払われ、ローンの返済に充当されます。



#### 〈ナント〉がん保障特約付ホームローン [南都信用保証(株)保証型]の商品内容

対象ローン	ホームローン[南都信用保証(株)保証型]
ご融資対象者	お借入時の年齢が満20歳以上満50歳以下で、完済時の年齢が満80歳未満の方 ※がんに罹患されたことのある方は加入いただけません。また、告知内容によりご加入いただけない場合もございます。
ご融資金額	30万円以上1億円以内(10万円単位)
加入手続き	住宅ローンのお申し込みの際に、原則として告知のみで加入申込みいただけます。なお、借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合は「専用診断書」の提出が必要になります。告知いただいた内容によっては、保険会社でご加入をお断りする場合があります。

※がん保険金のお支払い事由：保証開始日から90日を経過した日以降に、所定の悪性新生物に罹患したと医師により診断確定された場合。

※「上皮がん」及び「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、保険金支払いの対象外となります。

#### 重要事項のご説明

保険金のお支払事由の詳細や保険金が支払われない場合など、詳しい保険内容のご説明については、団体信用生命保険のお申込みにあたって交付させていただく「契約概要」、「注意喚起情報」などを必ずお読みください。

# 一般社団法人全国地方銀行協会 がん団信制度の概要

保険名称	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険				
この保険の特徴	この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、会員銀行(以下、銀行といいますが)を保険金受取人とし、銀行から住宅ローンを借り入れている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に以下の支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金が被保険者の債務に充当されます。				
お支払事由	死亡保険金	●保険期間中に死亡されたとき			
	リビング・ニーズ特約保険金	●保険期間中に余命が6カ月以内と判断されるとき(※) (※)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。			
	高度障害保険金	●保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき			
	がん保険金	●保険期間中に、所定の悪性新生物(がん)(注)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。 ただし、次の場合を除きます。 ●保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ●保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ●保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (注)悪性新生物のうち、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。			
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(逓減)します。加入申込者一人あたりの限度額は、他の銀行からの借入も含め、「地銀協がん団信制度」、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」および「地銀協ライフサポート団信制度」を通算し、1億円となります。限度額を超えたお申込みは無効となります。				
保険金が支払われない場合	<p>次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡保険金</li> <li>●(リビング・ニーズ特約保険金)</li> <li>●高度障害保険金</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき</li> <li>(2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(4)戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(5)告知義務違反による解除</li> <li>(6)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合</li> <li>(7)重大事由による解除の場合</li> <li>(8)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>がん保険金</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されたとき</li> <li>(2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき</li> <li>(3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき</li> <li>(4)告知義務違反による解除</li> <li>(5)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合</li> <li>(6)重大事由による解除の場合</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡保険金</li> <li>●(リビング・ニーズ特約保険金)</li> <li>●高度障害保険金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき</li> <li>(2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(4)戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(5)告知義務違反による解除</li> <li>(6)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合</li> <li>(7)重大事由による解除の場合</li> <li>(8)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき</li> </ul>	がん保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されたとき</li> <li>(2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき</li> <li>(3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき</li> <li>(4)告知義務違反による解除</li> <li>(5)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合</li> <li>(6)重大事由による解除の場合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡保険金</li> <li>●(リビング・ニーズ特約保険金)</li> <li>●高度障害保険金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき</li> <li>(2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(4)戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(5)告知義務違反による解除</li> <li>(6)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合</li> <li>(7)重大事由による解除の場合</li> <li>(8)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき</li> </ul>				
がん保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されたとき</li> <li>(2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき</li> <li>(3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき</li> <li>(4)告知義務違反による解除</li> <li>(5)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合</li> <li>(6)重大事由による解除の場合</li> </ul>				
保障開始日	融資実行日または生命保険会社でご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。				
保障終了日	<p>次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき</li> <li>●保険金の支払事由に該当されたとき</li> <li>●融資について期限の利益を失ったとき</li> <li>●所定の年齢に達したとき</li> </ul>				
告知に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたすねする現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。</li> <li>●この書面による告知は、生命保険会社が「公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項」ですので、告知日(記入日)現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、この「申込書兼告知書」でおたすねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知(記入)してください。</li> <li>●なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございますのでご了承ください。</li> </ul>				

〈ご注意〉この「一般社団法人全国地方銀行協会 がん団信制度の概要」は、がん保障特約付リビング・ニーズ特約付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

くわしくは、お近くの〈ナント〉の窓口または〈ナント〉エルプラザへお問い合わせください。

休日のご相談は「〈ナント〉エルプラザ」をご利用ください。

受付時間	平日 9:00~17:00   土・日曜日 10:00~17:00 ※ガーデンモール木津川は毎日 10:00~17:00営業 エルプラザ大阪(大阪中央)は平日のみ営業
------	--

※(休業日)12月31日~1月3日の4日間と、その前後に連続する土・日曜日(全プラザ)。祝日にあたる月~金曜日(ガーデンモール木津川を除く)。

エルプラザ 西大寺	エルプラザ 平城	エルプラザ 学園前	エルプラザ 生駒
西大寺駅南出張所2階 ☎ 0742-52-2010	平城支店内 ☎ 0742-71-1537	学園前支店内 ☎ 0742-49-1001	生駒支店3階 ☎ 0743-73-7333
エルプラザ 真美ヶ丘	エルプラザ 橿原	エルプラザ 王寺南	エルプラザ 宇治大久保
真美ヶ丘支店内 ☎ 0745-76-8425	橿原支店2階 ☎ 0744-22-7778	王寺南支店2階 ☎ 0745-73-2230	宇治大久保支店3階 ☎ 0774-45-1013
エルプラザ ガーデンモール木津川 	エルプラザ大阪 大阪中央 	エルプラザ大阪 大阪	エルプラザ 堺
ガーデンモール出張所内 ☎ 0774-71-3762	大阪中央営業部2階 ☎ 06-6232-1441	大阪支店5階 ☎ 06-6643-2056	堺支店3階 ☎ 072-224-7350

住宅ローンをご利用のみなさまの返済条件変更等に関するご相談に迅速かつ適切に対応いたします。

